

上市町立学校施設の開放に関する条例

平成20年3月31日条例第5号

改正

平成23年9月16日条例第16号

平成26年3月20日条例第9号

上市町立学校施設の開放に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、教育基本法（平成18年法律第120号）第12条第2項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条の規定に基づき、学校教育上支障がない範囲で学校施設を町民に開放することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において学校施設とは、上市町立学校設置条例（昭和40年上市町条例第20号）に規定する施設のうち別表第1に掲げる屋内運動場、屋外運動場並びにこれらに附属する施設及び設備で、町民に開放することについて上市町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学校の教育に支障のないと認めたものをいう。

(管理責任)

**第3条** 学校施設の開放に関する管理責任は、教育委員会が負うものとする。

(利用の許可)

**第4条** 学校施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に学校施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

**第5条** 教育委員会は、学校施設を利用しようとする者が当該施設において、次の各号のいずれかに該当する事業を行おうとする場合は、利用の許可をしないものとする。

- (1) 政党又は政治団体が主催する事業
- (2) 宗教団体が主催する事業
- (3) 名義のいかんにかかわらず政治活動又は宗教活動と推察される事業
- (4) 営利を目的とする事業
- (5) 学校施設の秩序又は風紀を乱すおそれがある事業
- (6) 学校施設又は備品等を損傷するおそれがある事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会及び学校長において利用を不相当と認める事業  
(利用許可の取消し等)

**第6条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 公務のために必要があるとき。

(2) 第4条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例  
又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者がこの条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定の適用により利用者が損害を受けても、上市町はその賠償の責めを負わない。

(目的外利用等の禁止)

**第7条** 利用者は、許可を受けた目的以外に学校施設を利用し、又はその全部若しくはその一部を他の者に転貸してはならない。

(使用料)

**第8条** 利用者は、別表第1に規定する使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

**第9条** 町長は、特別な理由があると認める場合は、別表第2に規定する基準により使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

**第10条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

**第11条** 利用者は、学校施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第6条第1項の規定により利用の許可の取消し又は利用の制限若しくは停止を命ぜられたときも同様とする。

(事故の責任)

**第12条** 上市町は、施設の設置又は管理の瑕疵によるもののほかは学校施設の利用による事故の責任を負わないものとする。

(損害賠償等)

**第13条** 利用者は、故意又は過失により学校施設又はその備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

**第14条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(学校運動場照明施設条例の廃止)

2 学校運動場照明施設条例（昭和57年上市町条例第1号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前にこの条例による廃止前の学校運動場照明施設条例第6条の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請は、この条例第4条の規定によりした許可又は同条の規定によりされた許可の申請とみなす。

**附 則**（平成23年9月16日条例第16号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成26年3月20日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上市町立学校施設の開放に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

**別表第1**（第2条、第8条関係）

1 屋内運動場及び屋外運動場

単位：円

施設名	区分	料金
相ノ木小学校体育館	1回2時間まで	720

上市中央小学校講堂 上市中央小学校体育館 南加積小学校体育館 宮川小学校体育館 白萩西部小学校体育館 陽南小学校体育館 上市中学校体育館		
相ノ木小学校グラウンド 上市中央小学校グラウンド 南加積小学校グラウンド 宮川小学校グラウンド 白萩西部小学校グラウンド 陽南小学校グラウンド		無料
備考 1 町内居住の中学生以下は、無料とする。 2 利用時間 2 時間未満の場合は、2 時間として計算する。 3 利用時間が 2 時間を超える場合は、2 時間を単位として計算する。 4 利用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。		

## 2 照明施設

単位：円

施設名	区分		料金	
			町内の居住者及び町内事業所への在勤者	その他
相ノ木小学校グラウンド	1 時間まで (時間単位)	スポーツ活動	800	1,600
照明施設		スポーツ活動以外	1,600	3,200
上市中央小学校グラウンド照明施設				
南加積小学校グラウンド				

照明施設 宮川小学校グラウンド照 明施設 白萩西部小学校グラウン ド照明施設 陽南小学校グラウンド照 明施設				
--	--	--	--	--

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間として計算する。
- 2 利用時間を短縮した場合においても、使用料は減額しない。

**別表第2（第9条関係）**

区分	減免する割合
町又は教育委員会が主催する行事である場合	10割
学校教育活動として利用する場合	
障害者がスポーツ活動として利用する場合	
教育委員会が認めた社会教育団体はその目的のために利用する場合	5割
その他特に町長が相当の理由があると認めた場合	10割又は町長が相当と認める割合